

瀬地山 角『東アジアの家父長制—ジェンダーの比較社会学』

(1996 勲草書房 348P ISBN4-326-65194-6 3,296円)

えはら ゆみこ
江原 由美子

本書のねらいは、「ジェンダーという変数を使って、いくつかの社会を比較し、その比較の延長上に、日本社会の特徴をあぶり出す」ことにある。比較の対象として取り上げられた国は、日本・韓国・台湾・朝鮮人民共和国・中国という5つの東アジアの国々である。筆者である瀬地山氏は、既に女性問題・ジェンダー論に関するいくつかの論文を発表している若手社会学者であるとともに、中国語学の専門家でもある。本書は、1996年に東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻に提出した博士論文に加筆・修正したものであり、著者が構想に十年かけたというだけあってまとまりのある内容になっている。

東アジアの比較社会論というテーマは、社会学・社会科学のみならず女性学・ジェンダー研究研究者にとっても非常に魅力あるテーマである。日本社会の特徴を論じる場合、欧米と比較することが一般的であるが、そうした議論においては抜けてしまう議論も少なくない。例えば欧米との比較において日本のジェンダー秩序の特徴を把握しようとする場合、儒教の影響が指摘されることが多いが、日本以外の他の東アジアの国々の多くも儒教の影響を受けているのであり、他の東アジアの国々との比較無しには、儒教の影響力についても、日本のジェンダー秩序の特徴についても、充分な議論を行えないことは明らかであろう。冷戦体制下においては研究交流や資料の制約などによって、東アジア比較社会論の試みはなかなか困難であったが、研究条件が整いつつある今日、ジェンダー研究の領域においても『アジア女性史—比較史の試み』(林怜子・柳田節子編、明石書店、1997)など本格的な研究が始まっている。この分野は今後もっとも発展が期待される分野の一つだと言える。本書も、このような研究動向に対する一つの重要な貢献として、位置づけられるだろう。

このジェンダーの視点による東アジア比較社会論という文脈で見た場合、本書の特徴は「家父長制」の概念把握とそれに伴う比較対象の特定化のしかたにある。まず著者は、ウェーバーの「家父長制」概念が「一般的な支配の類型学」という側面を持つことを指摘しつつ、本書においてはこの定義を選択せず、「家父長制」を「権力を握っている主体の性別を示し、さらに役割が性に基づいて配分されるよう

な一つのシステム」、すなわち「性と世代に基づいて、権力が不均等に、そして役割が固定的に配分されるような規範と関係の総体」として定義する。さらにこの定義に基きつつ、「近代家父長制」を、主にイギリスを例にとりながら、「既婚女子の主婦化」「男=生産労働／女=再生産労働」として把握する。また社会主義社会に関しても、社会主義社会においては女性を労働力として利用しようとする傾向が強く女性の労働力化は高いけれども、「伝統的な性に基づく権力の不平等な配分や再生産役割を女性に担わせようとする規範」も存続しており、「社会主義における家父長制」ともいべきものが存在していると規定する。このように、著者は主として西欧の産業社会における家族と労働のありかたを範型とし、この範型を一つの準拠点として、東アジアの「家父長制」の比較を行う。すなわち、東アジアの「家父長制」の比較を、「既婚女子の労働力化」の様相の比較によって論じるという、本書の基本枠組を設定するのである。

本書の長所も短所も基本的に、この基本枠組に基づいている。一方において、この基本枠組こそ、本書の成功を支えている。5つの国を比較するという壮大な試みが一応のまとまりをみせているのも、このような課題の明確化があればこそである。著者の分析によれば、「既婚女子の労働力化」という点に関して比較すれば、中国・台湾の類似性と、朝鮮半島2カ国の類似性は、社会体制の相違を越えて強いという。前者は、既婚女子の労働力化が高く、後者は低い。また、権力の配分に関しても、前者は後者よりもより平等に近いという。そして、日本はこの二つの類型の中間にいるというのである。同じく儒教の影響を受けたといってもこれらの社会には大きな相違があり、儒教の影響に関していえば、韓国など朝鮮半島における儒教は、「浸透の深さにおいても広がりにおいても、他のどの社会とも比



較のできないほど根強いものである」と著者は主張する。それに対し、中国社会における儒教は、「韓国のように全社会的に、また日常生活の細部を規定するということはなかった」とし、特に中国南方においては、「権力の配分においても、伝統的にどちらかといえば比較的平等な傾向が強い地域だった」と主張するのである。このような明確な結論は、今後の地域研究において議論されるべき非常に大きな論点を提示しているし、日本社会におけるジェンダー秩序の分析にとっても、重要な貢献となるに違いない。

けれども他方において、ある東アジアの「家父長制」の比較研究という文脈において本書の意義を考えた場合、まさに逆に、この本書の明確さが本書の意義の評価を曖昧にする危険性もあるように思う。なぜなら、現段階における東アジアの「家父長制」の議論は、各社会における父系親族組織や血統継承システム、先祖崇拜・祭祀相続、財産相続、婚姻制度、母親の地位など個別の論点を丹念に検討している場合が多いのであり、それらの研究と本書における明確な結論との関連性が、不明確なままにとどまっているように思うからである。無論この二つの議論の水準の相違は、瀬地山氏の比較社会学の試みと個別社会の資料に基づく地域研究というディシプリンの違いに求められよう。けれども、こうした形式的な位置づけは、生産的な議論には結び付きにくい。議論をかみ合わせていくためにはそことどまるのではなく、瀬地山氏の「家父長制」の定義と比較の方法そのものの検討が必要であるように思う。すなわち本書においては、「家父長制」を「既婚女子の労働力化」によって比較するという基本枠組が前提とされているけれども、この基本枠組そのものが議論されるべきだと思う。

先述のごとく著者は、「家父長制」を「権力や役割を分配する規範と役割の総体」と定義する。けれども同時に、「家父長制」を比較するといつても、規範それ自体を比較検証するというのはむつかしい。なんらかの観察可能な対象を持ってきてそれを比較するという形をとらざるえない」と論じる。ここから、「既婚女子の労働力化」の比較をもって、「家父長制」を比較するという判断を導く。この定義と判断の間には、矛盾はないものの一定の距離があることは確かである。確かにこの判断は、先述したように一定の成果を挙げている。けれどもその反面、この判断は当然にも「規範と関係の総体」としての「家父長制」に対し、「既婚女子の労働力化」に関わる「規範と関係」のみに焦点を当てる結果を導いてしまっているとも考えられる。すなわち東アジアの「家父長制」を論じる際に従来より重要な論点とされている父系親族組織や血統継承システム、先祖崇拜・祭祀相続、財産相続、婚姻・妻妾制度、母親の地位など「規範」に関わる個別の論点は、「既婚女子の労働力化」に関わる限りで論じられるに過ぎなくなつて

しまっているように思うのである。

無論、著者が通常のアプローチの仕方を避けて敢えて「既婚女子の労働力化」に焦点を絞ったのは慎重な検討の結果に基づく上でのことだろうし、それが一定の成果を挙げていることは、先述した通りである。けれどもこの基本枠組の設定についてあえて指摘すれば、そこには、瀬地山氏が暗黙に、資本主義国／社会主義国、西欧／東アジアという相違を越えた、産業化と「既婚女子の主婦化」に関する「普遍法則」を仮定しているという読みも可能であるように思う。もしこの読みが妥当であるのならば、こうした基本枠組の設定自体が持つ、西欧の事例をもって「普遍法則」とするという暗黙の西欧中心性が、東アジアの「家父長制」の比較社会論という課題にとって妥当なのかどうかと言う議論もできると思う。またそこまで言わないまでも、少なくともジェンダーの視点による東アジアの「家父長制」の比較というそもそも問題の出発点にたちもどって考えた場合、東アジアの各社会に生きる女性たちにとってもっとも切実な問題としての「家父長制」の比較とは、各国の「家父長制」の「平等」の程度を、「既婚女子の労働力化」という共通の尺度によって比較することに限定されるのかどうかということは、再度検討されても良いように思われる。すなわち、東アジアの「家父長制」の比較社会学という課題が、日本・韓国・中国などそれぞれの東アジア社会に生きる女性たちにとって意味ある課題であるとすれば、それはまさにそれぞれの社会に生きてきた女性たちを圧迫してきた、それぞれの社会の「家父長制」の「質」を比較によって把握し、相互に理解を深めることにこそあると思う。そこから考えれば、「既婚女子の労働力化」の比較という本書の基本枠組は、視角が限定されすぎており、したがつて各社会についての記述も、平板なものにとどまってしまっているように思うのである。

今後東アジアの「家父長制」研究の発展のために本書をめぐる生産的な議論が活発化するとともに、瀬地山氏の東アジアの「家父長制」研究の次作を期待している。

(東京都立大学 助教授)